

愛媛地方最低賃金審議会
第1回小委員会

資 料

令和7年7月24日

愛媛労働局労働基準部賃金室

愛媛地方最低賃金審議会第1回小委員会

資 料 目 次

令和7年7月24日

1	愛媛地方最低賃金審議会小委員会名簿	1
2	愛媛地方最低賃金審議会各規程について	
(1)	愛媛地方最低賃金審議会運営規程	3
(2)	愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱	6
(3)	愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領	9
3	特定最低賃金の必要性の有無の審議に関する資料	
(1)	特定最低賃金（改正）申出書形式審査一覧表	11
(2)	最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金（15条最低賃金）	12
(3)	現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について （昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申）	16
(4)	中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告 （平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承）	17

愛媛地方最低賃金審議会小委員会委員名簿

令和7年7月3日指名

区 分	氏 名	現 職	備 考
公 益 代 表	いのうえ ゆうき 井上 雄基	弁護士	
	ごりょうだ ひろこ 五領田 寛子	特定社会保険労務士	
	もりもと あきひろ 森本 明宏	弁護士	
労 働 者 代 表	しらいし こうじ 白石 浩司	日本労働組合総連合会愛媛県連合会 会長代行兼事務局長	
	たけがなる きよたか 竹箇平 貴隆	電機連合西四国地方協議会事務局長	
	たけもと りょうけん 竹本 良賢	日本基幹産業労働組合連合会愛媛県本部 副委員長	
使 用 者 代 表	こいけ ひさし 小池 久志	浅川造船株式会社執行役員総務部長	
	にしおか けい 西岡 圭	新居浜機械産業協同組合副理事長	
	やつづか ひろし 八塚 洋	愛媛県経営者協会専務理事	

(注) 各側の委員の掲載順は50音順です。

愛媛地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 愛媛地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めるときのほか、愛媛労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により愛媛労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、愛媛労働局長に通知するものとする。

(小委員会等)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の出席)

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

(関係労働者及び関係使用者の参会)

第6条 審議会は、会長が必要と認めるときは、関係労働者及び関係使用者（以下「オブザーバー」という。）の参会を求め、その者を会議に参加させ、審議会の求めに応じて意見を述べさせることができる。

- 2 オブザーバーは、労使委員から推薦された者の中から、審議会の合議のうえ愛媛労働局長が指名するものとし、労使各2名以下とする。
- 3 オブザーバーの参会の態様は、審議会の同意を得て、会長が決定する。
- 4 オブザーバーは、審議会の議決に加わることはできない。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、会長が必要と認めるときは、前条の規定によるほか、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事の記録と公開)

第9条 会議の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(答申書等の提出)

第10条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度愛媛労働局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第 1 1 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、昭和 3 4 年 7 月 1 0 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 2 月 2 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 0 年 2 月 1 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 2 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 3 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 3 0 日から施行する。

愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、愛媛地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき、愛媛地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議決により設けられた、審議会の各小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、必要な事項について定める。

(小委員会の審議事項)

第2条 小委員会は、審議会の審議事項にかかわる特定の問題について審議を行う。

(小委員会の構成)

第3条 小委員会は、審議会委員のうちから、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員各々3人をもって構成する。

2 小委員会には、委員長及び委員長代理を置く。委員長及び委員長代理は、公益代表委員において協議を行い選任する。

3 委員長代理は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めるときのほか、委員からの開催の請求があったときに、委員長が招集する。

2 前項の規定により委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、愛媛労働局長に通知するものとする。

(会議の開催と議決)

第5条 会議の開催は、委員の3分の2以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各3分の1以上の出席を必要とする。

2 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(委員の出席)

第6条 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、前条の会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第7条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けなければならない。

(意見の聴取)

第8条 小委員会は、必要に応じて委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事の記録と公開)

第10条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議結果の報告)

第 1 1 条 委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に対して報告するものとする。

(要綱の改廃)

第 1 2 条 この要綱の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 3 0 日から施行する。

愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領

(要領の目的)

第1条 この要領は、愛媛地方最低賃金審議会等（以下「審議会等」という。）の会議の公開に関する基準及び手続きを定め、審議会等の活動を広く一般に説明することができるようにするとともに、審議会等の円滑な運営に資することを目的とする。

(対象とする審議会等)

第2条 この要領の対象とする審議会等は、次の会議とする。

- 一 愛媛地方最低賃金審議会
- 二 愛媛地方最低賃金審議会専門部会
- 三 愛媛地方最低賃金審議会小委員会

(審議会等の会議の公開基準)

第3条 審議会等の会議は、次の場合を除き公開するものとする。

- 一 公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合
- 二 個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合
- 三 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、第2条各号の会議の公開基準に基づき、原則として、当該審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。

(公開の方法等)

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- 3 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴にかかる遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第6条 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議の開催日の7日前までに、開催日時、開催場所、議題、傍聴者の定員、傍聴の手続きその他必要な事項を記載した開催通知を、愛媛労働局掲示板に掲示するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月8日から施行する。

特定最低賃金（改正）申出書形式審査一覧表

令和7年7月1日形式審査時

①受付日	②申出代表者		④適用 使用者数	⑤申出産業の 労働者数	⑥申出人が代表する 基幹的労働者数 (A)	⑦申出人が代表する 基幹的労働者数 (B)	⑧B/A (%)	⑨添付 書類等	⑩申し出の ケース別	⑪修正・ 新設の 別	その他
	③申出産業										
令和7年6月26日	愛媛製紙労働組合 執行委員長 西 貴志		17	2,770	393	2,377	638	26.8%	有	公正競争	改正
	パルプ、紙製造業 E140, E141, E142 (E1422の一部, E1423・E1424を除く)										
令和7年6月27日	JAM四国愛媛地区協議会 田中 圭子		412	11,504	1,127	10,377	3,213 〔労働協約の 適用労働者数〕	31.0%	有	労働協約	改正
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用 機械器具製造業 E25, E26, E27 (E273～E276を除く)										
令和7年6月9日	電機連合西四国地方協議会 事務局長 竹箇平 貴隆		62	4,988	887	4,101	1,535 〔労働協約の 適用労働者数〕	37.4%	有	労働協約	改正
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具製造業 E28, E29 (E291・E292を除く), E30										
令和7年6月26日	愛媛県造船産業最低賃金連絡会 会長 渡部 崇		309	6,359	476	5,883	2,002	34.0%	有	公正競争	改正
	船舶製造・修理業、船用機関製造業 E310, E313										

注1 ④欄は、令和3年経済センサスの数字をもとに現在までの変動を加味して算定した。

注2 ⑤欄は、当該産業の労働者に、令和6年最低賃金に関する基礎調査等の結果得られた当該特定最低賃金適用除外労働者を加味して算定した。

最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金（15条最低賃金）

〔関係条文〕

法第15条（特定最低賃金の決定等）

労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者又は使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

I 趣 旨

改正最低賃金法では、地域別最低賃金については、すべての労働者について賃金の最低限を保障する安全網としての役割を果たすものと規定されています（法第9条）。

これに対し、特定最低賃金（旧法の「産業別最低賃金」）は、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組みを補完し、公正な賃金決定にも資する面があることを評価しつつ、すべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網とは別の役割を果たすものとして、関係労使の申出を契機として決定されるものとされている。

この15条最低賃金は、厚生労働大臣又は労働局長が関係労使の代表からの申出を受け、一定の産業等について、必要があると認めるときに、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて決定されるものである。

II 決定等の要件

15条の最低賃金を決定、改正又は廃止（決定等）するためには、次の要件の全てを充足する必要がある。

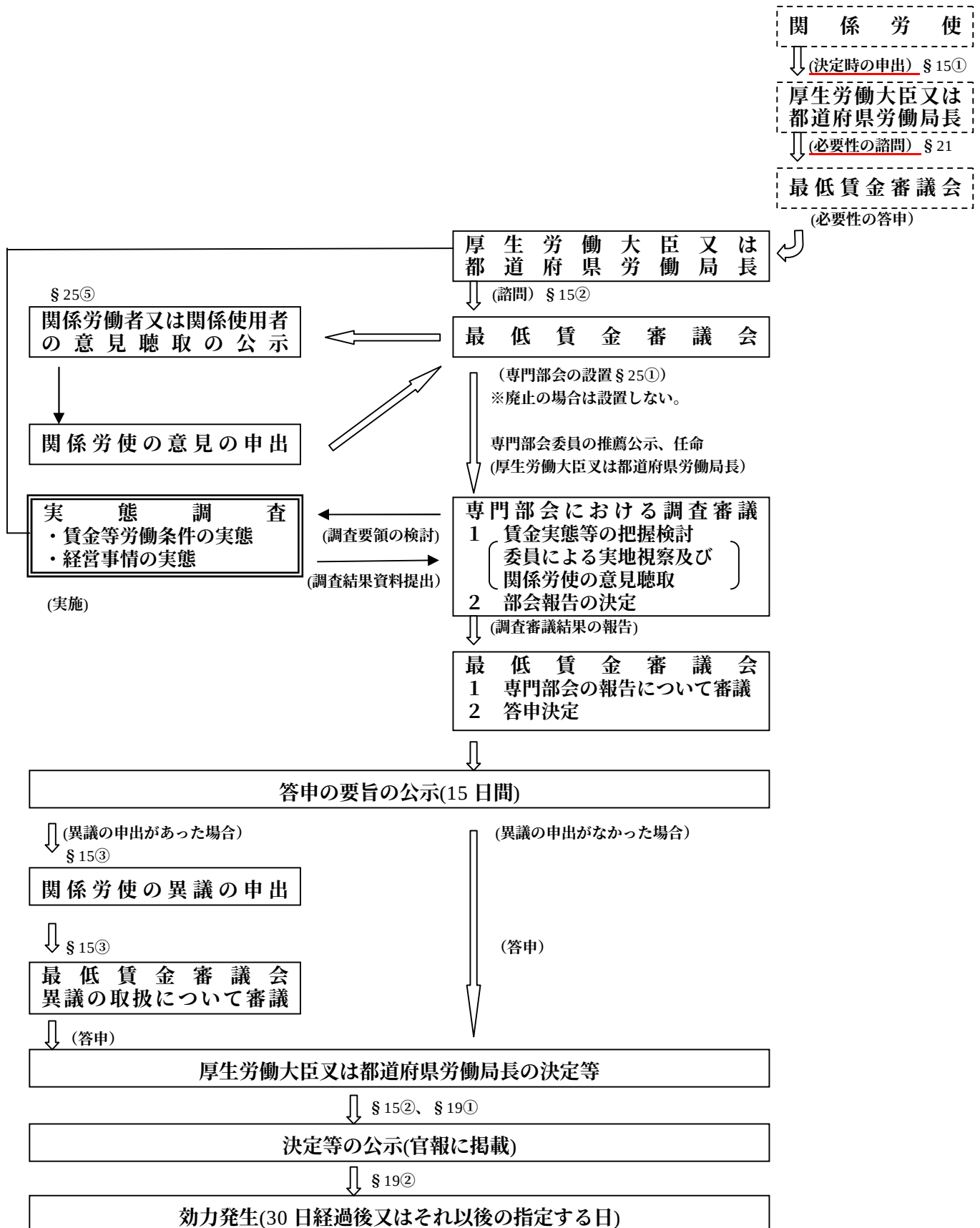
- ① 特定（産業別）最低賃金については、法第15条第1項の申出があり、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求め（諮問）、「必要性がある」との答申があること。
- ② 最低賃金審議会に調査審議を求め（諮問）、最低賃金審議会から意見が提出（答申）されること。
- ③ ②の意見について、法第15条第3項に基づく異議申出がないか、又は異議申出があった場合には、当該異議申出について最低賃金審議会に意見を求め（諮問）、最低賃金審議会から意見が提出（答申）されること。

以上の3要件を充足した場合に、厚生労働大臣又は地方労働局長は、②又は③の最低賃金審議会の意見を聴いて、15条最低賃金を決定することになる。

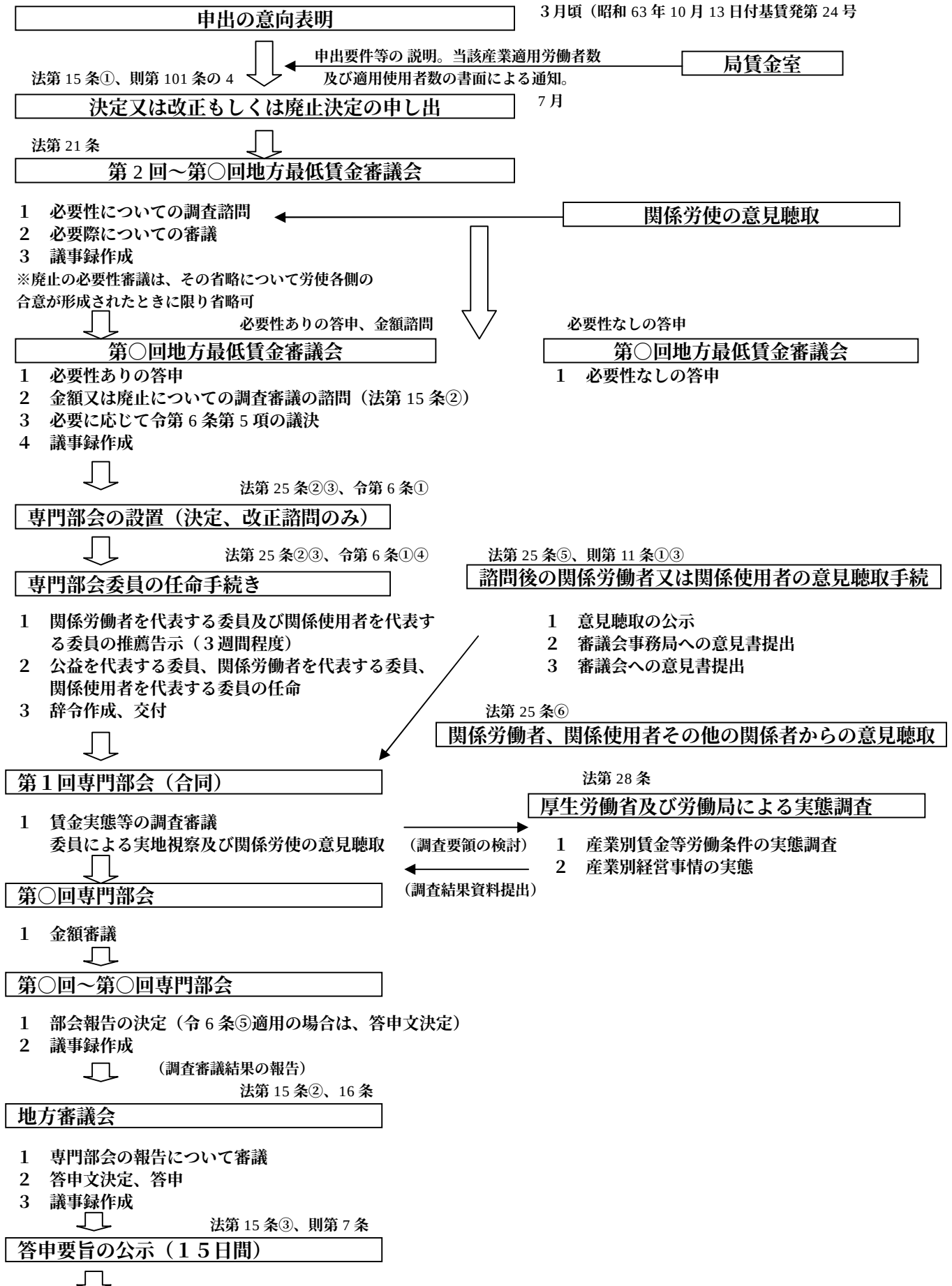
なお、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、②又は③の最低賃金審議会の意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求める必要があるが、現在までに再審議を求めた例はない。

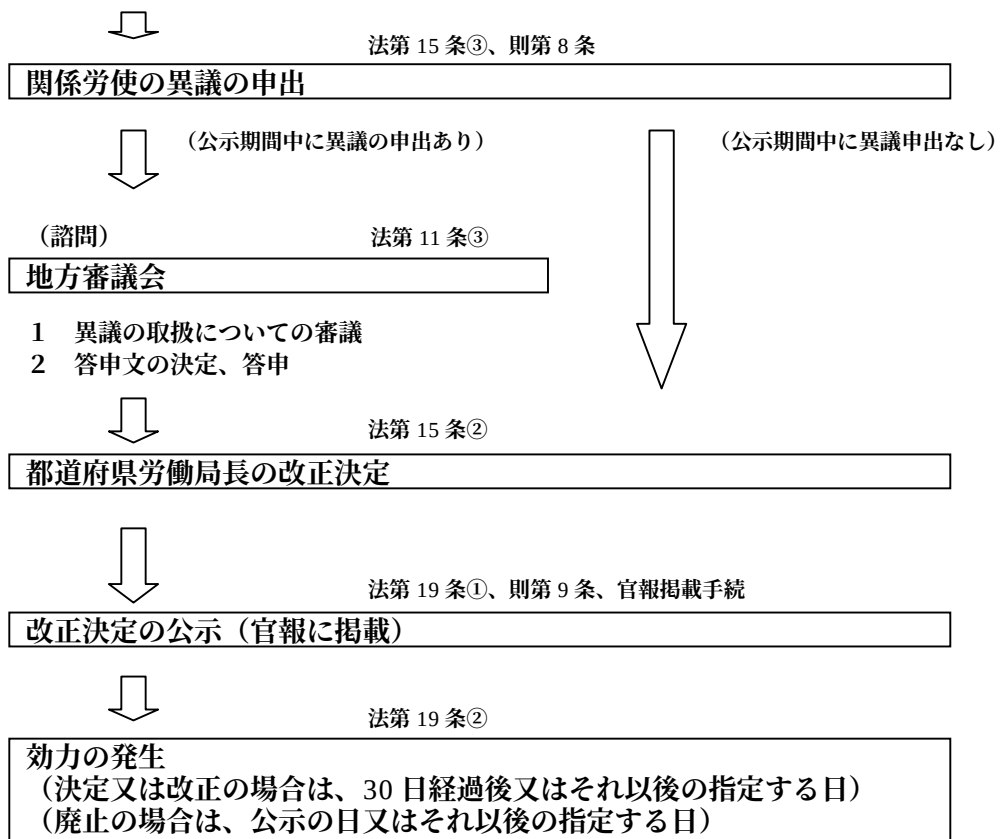
Ⅲ 決定等の手続

15条最低賃金の決定等の手続を図示すると、次のとおりである。



特定（産業別）最低賃金決定、改正、廃止手続きフローチャート





現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について

(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

(別 添)

新産業別最低賃金の運用方針

1 新産業別最低賃金の決定等の要件、手続等について

(1) 新産業別最低賃金の決定等に関する申出の要件等

イ 新産業別最低賃金の決定に関する申出の要件は次のとおりとする。

(イ) 同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合

一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の2分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の全部の合意により行われる申出であること。

(ロ) 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合

事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を設定することが必要であることを理由とする申出であって、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者により行われるものであること。

ロ 新産業別最低賃金の改正又は廃止に関する申出の要件は次のとおりとする。

(イ) 同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合

一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の全部の合意により行われる申出であること。

(ロ) 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合

事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であること又は当該最低賃金を設定することが必要でなくなったことを理由とする申出（同種の基幹的労働者について最低賃金を改正又は廃止することが必要であることを理由とする申出であって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意により行われるものを含む。）であって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者により行われるものであること。

(中略)

(2) 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無の決定

労働大臣又は都道府県労働基準局長は、新産業別最低賃金の決定、改正又は廃止（以下「決定等」という。）に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとする。

(以下略)

中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告

(平成 4 年 5 月 15 日中央最低賃金審議会了承)

本小委員会は中央最低賃金審議会から「公正競争ケースの申出要件の意味するところ及びその取扱い方等」について検討する旨の付託を受け、平成 3 年 4 月 12 日から平成 4 年 3 月 30 日までの間計 5 回にわたり鋭意審議を重ね、公労使委員全員一致で下記のとおり報告を取りまとめた。

記

本小委員会では、「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について（昭和 61 年 2 月 14 日中央最低賃金審議会答申）」（以下「61 年答申」という。）における「事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合」（以下「公正競争ケース」という。）に関して、一層明確な解釈が求められている。

- ① 最低賃金法（以下「法」という。）等における「公正競争」の概念について
- ② 「公正競争ケース」による申出の要件について
- ③ 原則諮問について
- ④ 決定の必要性に関する要件について

の 4 点を中心に検討を行い、以下のとおり結論を得た。

なお、検討の過程において

- ① 61 年答申は慎重な審議を経て出されたものであり、現在は、61 年答申を尊重し、その適切な運用により新産業別最低賃金の定着に向け関係者は努力が必要であること
- ② 新産業別最低賃金は 61 年答申の趣旨に鑑みれば、「同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用される場合」（以下「労働協約ケース」という。）を中心に想定していたものと理解することが適当であることに加え、特に、61 年答申前文にあるとおり「関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定すべき」とされていること

の 2 点を基本的前提とし、諸点を整備することとなった。

1 「公正競争」の概念と「公正競争ケース」に対する考え方

種々の法律においていわゆる公正競争の規定がみられるが、公正競争の概念は幅の広いものであり、それぞれの法律の目的等によりその意味するところは当然に異なる。すなわち事業法等他の法律における公正競争概念と最低賃金法上のものは必ずしも同一概念ではない。

最低賃金の目的は、法第 1 条にあるとおり「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」であり、公正競争の確保は、「労働条件の改善を図る」という第一義的な目的とは異なり、最低賃金の設定により達成される副次的な目的である。

また、法における公正競争の確保とは賃金の不当な切下げの防止によって達成されるものであり、地域別最低賃金が全都道府県において設定されている現在、賃金の不当な切り下げの防止は一定の水準で

すでに措置されており、“一定の公正競争”は確保されている。

新産業別最低賃金は、61 年答申前文に「関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定すべき」とあり、目的を限定し、かつ、関係労使の合意を前提に、主として「労働協約ケース」は 61 年答申前文の「労働条件の向上」を、また「公正競争ケース」は「事業の公正競争の確保」を受けて設定されていると理解することが適当である。とりわけ、「公正競争ケース」で申出される新産業別最低賃金は、“より高いレベルでの公正競争”の確保を主たる目的とすると理解することが適当である。

2 公正競争ケースの取扱い

(1) 申出の要件

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約ケース」とは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当でない。

定量的要件を付せないこともあり、審議会では地域別最低賃金がある以上“より高いレベルでの公正競争”の確保の必要性について、個別具体的な検討がなされることとなるが、申出者は申出に当たって、賃金格差の存在等個別具体的な疎明が不可欠な要件となる。したがって申出の受理に当たっては、特に申出の背景も含め疎明の内容について十分審査すること。

また、申出者は関係労使の合意が得られるよう労働協約の締結・機関決定等に努めることが重要である。

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね 1 / 3 以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

(2) 原則諮問

61 年答申が原則諮問の例外を既に明記していることから、さらに例外を設けるのは適当ではない。また、61 年答申により新産業別最低賃金の決定等の契機が法第 16 条の 4 に基づく申出に限定され、それに伴い申出の要件も示されており、法第 16 条の 4 に基づく申し出はその重要性を増している。したがって、少なくとも必要性の諮問は「原則的」に行うことが適当である。

しかし、法及び 61 年答申の趣旨から、競争関係が認められない事業等明らかに新産業別最低賃金の設定に無理があると判断でき得るものは原則諮問の対象外とすることが妥当である。

その場合、個別の事案ごとにその理由を明らかにし直近の審議会に報告、了承を得ること。

(3) 決定の必要性に関する要件（「賃金格差が存在する場合」の考え方）

61 年答申に「企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合に設定するものとする」とあるが、一般の産業では企業間等に賃金格差は通常存在しており、またその生ずる要因は多様である。どの程度の賃金格差があれば賃金の不当な切下げの防止のため新たに産別最賃の設定が必要であるかを明らかにすることは事実上不可能であり、賃金格差の程度について一定基準を定めることは適当でない。

最低賃金の決定の審議に当たっては 61 年答申の趣旨を踏まえ当該事案について「産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合」に該当するかどうか、すなわち競争関係の存在を前提にして“より高いレベルでの公正競争”確保の必要性について、疎明の内容、関係労使間の合意形成の状況等を踏まえ審議会において適切な判断がなされることを期待する。

なお、最低賃金の必要性の決定に当たっては「昭和 57 年 1 月 14 日中央最低賃金審議会答申（新しい産業別最低賃金の運用方針について）了解事項 1」を改めてここに確認する。

(4) 今後の取扱い

- ① 本報告による取扱いは平成 4 年度以降の新設申出事案から実施することとする。

なお、改正の申出事案についても本報告の趣旨を十分踏まえた対応がなされることが望まれる。事務局はもとより関係者は本報告を踏まえ適切な運営に努めることがなによりも重要である。

- ② 本報告を中央最低賃金審議会に報告し、了承を求めることとする。なお、了承が得られれば中央最低賃金審議会の会長から地方最低賃金審議会会長に文書で伝達されることを要望する。

(参 考)

なお、本小委員会の報告を取りまとめるに当たり、次の 3 項目を特記する。

1. 61 年答申で一定の結論は出されているものの、使用者側から経済構造等の急速な変化の中で中長期的な観点にも立って地域別最低賃金と新産業別最低賃金の役割分担等の問題について現段階においてもなお議論が必要であり、その結果を得て「公正競争ケース」についての検討をすべきとの意見が出されたこと。
2. 基幹的労働者については種々の議論があったが、基幹的労働者の範囲は業種間及び規模、地域間等で多種多様であり、一律にその範囲を示すことは適当でなく、審議会における適切な審議に期待することとされたこと。
3. 新産業別最低賃金の申出について、労働者側から新設を含め、手続き（例えば合意署名等については 3 年に一度とするなど）を簡略化すべきであるとの考え方が示されたこと。

(参 照)

昭和 57 年 1 月 14 日中央最低賃金審議会答申

「新しい産業別最低賃金の運用方針について」了解事項 1

最低賃金法第 16 条の 4 の規定による関係労使の申出に基づく最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。